

事例番号:290193

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 24 週 4 日切迫早産の診断、当該分娩機関に入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 32 週 2 日

19:00- 下腹部痛あり

妊娠 32 週 3 日

0:00 陣痛開始

1:40- 胎児心拍数陣痛凶上、遷延する徐脈あり

1:53 経膈分娩、胎盤娩出

胎児付属物所見 胎盤辺縁、卵膜に血腫付着あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 3 日

(2) 出生時体重:1582g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.687、PCO₂ 171.3mmHg、PO₂ 6.9mmHg、
HCO₃⁻ 20.5mmol/L、BE -23.7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産、低出生体重児、重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め低酸素性虚血性
脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である
と考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は、妊娠 32 週 2 日 19 時頃から児娩出までの
間のどこかの時点と考えるが、特定することは困難である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 32 週 2 日 21 時 20 分から分娩までの胎児心拍数陣痛図の判読と、それ
に基づく対応の実施の有無について診療録に記載がないことは一般的では
ない。
- (2) 妊娠 32 週 3 日の 0 時から 1 時 40 分までの間、下腹部痛の訴えや出血があ
る状況で、分娩監視装置を装着しない状態で管理したことは一般的ではな
い。
- (3) 胎児徐脈確認後、経膈分娩で児を娩出したことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(酸素投与、バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は一般的である。
- (2) 高次医療機関搬送までの管理、および高次医療機関に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。また、胎児心拍数陣痛図の判読については、診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 32 週 2 日 21 時 20 分から分娩までの胎児心拍数波形の判読と対応について診療録に記載がなかった。胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施すること、それらを診療録に記載することが望まれる。

- (2) 常位胎盤早期剥離の診断は必ずしも容易ではないが、自施設での診断能力向上のために研修を行うことが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、切迫早産の取り扱いとして、胎児心拍数パターン異常が認められる場合は常位胎盤早期剥離を鑑別すると記載されており、超音波断層法、凝固系の血液検査をすることが推奨されている。ただし、常位胎盤早期剥離の診断は、超音波断層法の胎盤所見だけでは困難なこともあり、超音波断層法で常位胎盤早期剥離所見を認めた場合の的中率は高いが、超音波断層法の所見がなくても常位胎盤早期剥離を否定できないことも明記されているので、腹痛や出血の状態、胎児心拍数波形の変化などに注意し総合的に判断する必要がある。

- (3) 胎児心拍数陣痛図には、子宮収縮波形も正確に記録されるよう、陣痛計測用トランスデューサーを正しく装着することが望まれる。

【解説】陣痛記録は徐脈の種類を評価するために重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。